

豊橋市消防団 地震対応マニュアル

令和7年4月 改定

目 次

マニュアル本文

1 基本事項	1
2 活動基本方針	1
3 参集の基準について	1
4 詰所への参集人員について	1
5 各階級の任務	2
6 消防団本部、方面隊本部への伝達要領	5
7 津波対策	9

別添資料 津波対策について

1 津波浸水想定区域及び最大浸水深分布	14
2 浸水が30cmに到達する時間分布	16
3 津波避難等ビル	17
4 広報及び進入防止対策位置図	21

1 基本事項

(1) マニュアルについて

本マニュアルは南海トラフ地震に対応するものであり、南海トラフ地震に関連する情報（臨時）発表や突発的に発生した地震にも準用する。

なお、当マニュアルは豊橋市災害対策実施要領、豊橋市消防本部警防規程、豊橋市消防本部指揮本部要綱に基づき、消防団の活動を定めるものとする。

(2) 本マニュアルが基づく想定地震

豊橋市が平成26年8月28日に公表した「豊橋市南海トラフ地震被害予測調査結果報告書」による「理論上最大想定モデル」の想定に基づく。

2 活動基本方針

災害活動は消火活動を最優先とし、被害状況に応じて救出・救護、避難誘導、広報活動を行う。

3 参集の基準について

地震被害により災害対策本部が設置され消防団に非常配備がかかった際、消防団本部及び方面隊本部を設置し、初動対応の体制を整えるものとする。

参集する分団は状況によるため、消防団本部の指示により一部または全部の分団が参集する。

【参集の目安】

- ア 愛知県外海、伊勢・三河湾に津波注意報、警報、又は大津波警報が発表されたとき。
- イ 市域に震度4以上の地震による被害が発生したとき。
- ウ 市域に震度5弱以上の地震が発生したとき。
- エ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。

4. 詰所への参集人数について

参集する団員は各部あたり原則5名とし、参集しない団員は、活動が長期化したときに備え、自宅にて人員交替できる体制を整えること。ただし、災害対策本部により全員参集の配備要請があった場合はこの限りではない。

5名の内訳 { 1名：連絡団員 → 詰所に待機し方面隊本部と常時連絡をとる
4名：活動団員 → 車両にて出動し、現場活動を行う

5. 各階級の任務

団員は家族の安否確認等を行った後、次表に示す場所へ参集し、各階級に応じた任務を行う。

階 級	参集場所
消防団長	災害対策本部
方面隊長・副隊長	管轄署所
分団長・副分団長・部長・班長・団員	所属詰所

(1) 消防団長（消防団本部）

- ア 消防団を統括するため消防団本部を設置する。
- イ 指揮本部が設置された場合、中消防署（指揮本部）へ消防団本部を設置し指揮副本部長を兼務する。消防団長不在の場合は、第三方面隊長が指揮を執る。
- ウ 方面隊本部と絶えず情報交換し、各地域の災害状況の把握に努め、災害の規模に応じて、効率的な部隊運用を行う。
- エ 市内全域に及ぶ災害情報を入手した場合は、MCA無線により「G消防団」で一斉に情報を伝達する。

(2) 方面隊長及び副方面隊長（方面隊本部）

- ア 管轄消防署所へ参集し、管轄消防署所と連携して分団を統括するため方面隊本部を設置する。
- イ 隊長不在の場合は、副隊長が指揮を執る。
- ウ 方面隊毎に参集した消防団員数、出動可能な分団（部）の数をまとめ消防団本部に報告する。
- エ 消防団本部からの指示を連絡団員に伝達し、分団を統括する。ただし、消防団本部からの指示がなく緊急性の高い事案が発生した場合には、方面隊長及び副方面隊長の判断により対応するものとする。

(3) 正副分団長、部長及び班長（連絡団員）

- ア 管轄内の状況を把握し、所属詰所に参集する。
- イ 参集団員数、詰所の被害状況、出動の可否を方面隊本部へ報告する。その後、団員から地域の被害情報を取りまとめ、方面隊本部へ報告する。
- ウ 方面隊本部からの指示を活動団員に伝達し、小隊の管理を行う。

(4) 団員（活動団員）

- ア 参集途上では、火災状況、家屋倒壊等の人的被害状況、道路被害等の二次災害状況を把握し、分団長等に報告する。
- イ 詰所に到着後直ちに出勤準備を行う。
- ウ 方面隊本部からの指示を受け活動を行う。
- エ 車両出勤時には原則4名をもって編成し活動すること。
- オ 活動時には安全装備品を着装し、安全面に配慮すること。

活動フロー



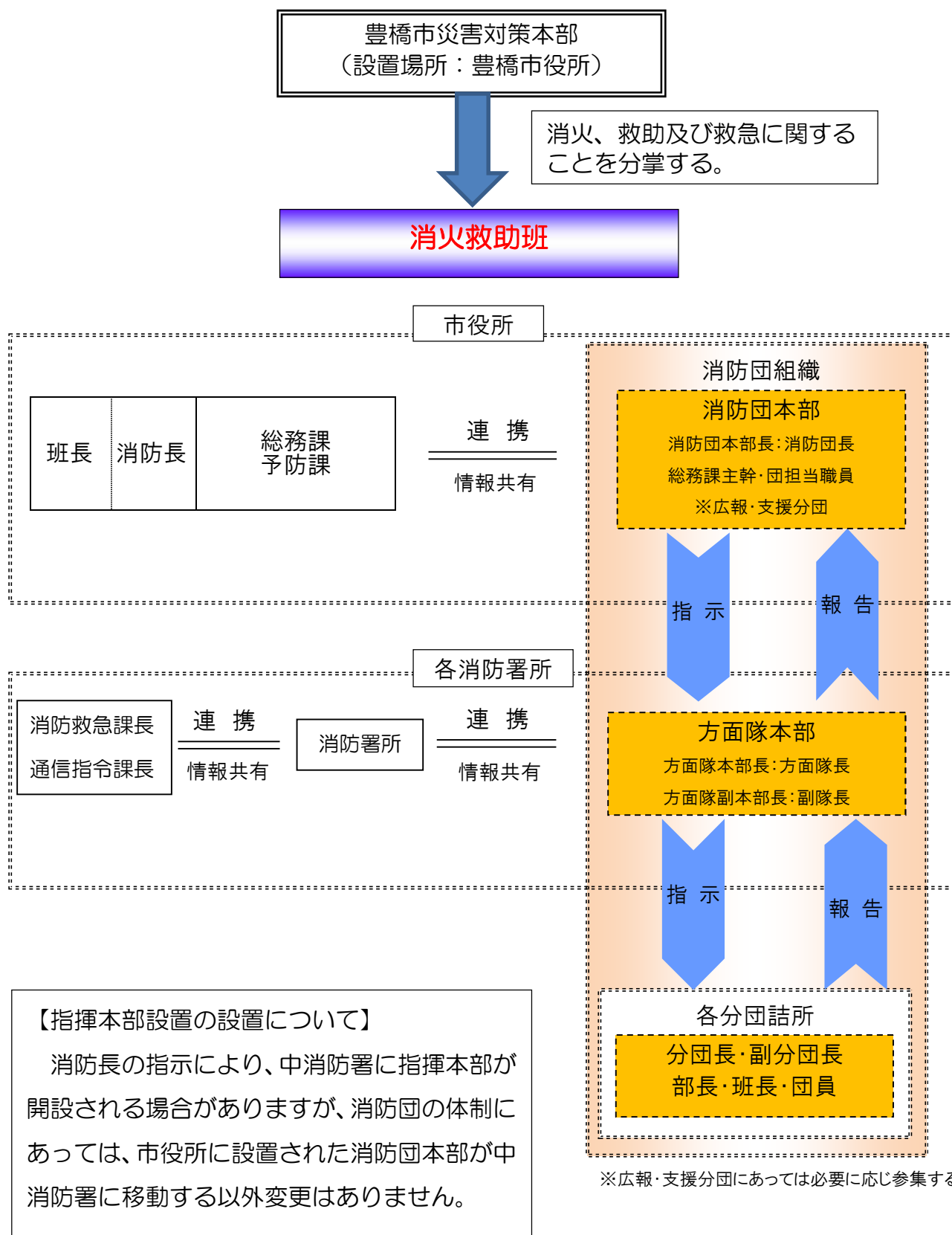
- | | |
|------------------|----------------------|
| ① 体制の報告 | (分団 → 方面隊本部) |
| ② 体制の把握 | (方面隊本部 → 消防団本部) |
| ③ 活動の指示 | (消防団本部 → 方面隊本部 → 分団) |
| ④ 活動前、活動中、活動後の報告 | (分団 → 方面隊本部 → 消防団本部) |
| ⑤ 次の出動に備える | (分団) |

【指揮命令系統の徹底について】

上記で記した各階級の任務に基づき、必ず、次項で示す指揮命令系統を遵守してください。

災害活動において、指揮者が配下の部隊の動きを把握できなくなった時、事故が発生するリスクが急激に高まります。全員が怪我無く活動するために、指揮命令系統の徹底について、全員が共通認識を持つようお願いします。

【指揮命令系統イメージ図】



6 消防団本部、方面隊本部への伝達要領

(1) 報告及び指示

分団長は豊橋市デジタル防災行政用無線（以下「MCA無線」という。）を活用して方面隊長へ、方面隊長は消防団長へ報告を行う。指示についてはその逆となる。

各分団の管轄内の指示及び報告にあってはデジタル簡易無線により情報収集を行うものとする。

(2) 災害時の通信要領（MCA無線の通信要領）

ア 消防団本部への報告は個別呼出により実施

各方面隊長が団長へ報告する場合は、個別呼出（呼出呼称：800）にて通信を行う。

消防団長の無線機その他、消防団本部には消防本部の無線機も配備するため、団長の無線機が通話中の場合は、消防本部の無線へ通信を行う。（消防本部呼出呼称：100、111）

イ 「G消防団」での発信、原則禁止

「G消防団」での発信（全局76台）は原則禁止とする。発信は消防団長及び消防団本部からの発信のみとし、それ以外の隊長又は分団からは「G消防団」で発信はしないこと。

また、消防団長から発信し、指示を受けた場合、「G消防団」の通信では応答はしないこと。

※「了解しました」等の応答をすると、応答後5秒間は通信が切れていない状態となり、皆が応答するとこの間、全ての無線機が使用できない状態となる。

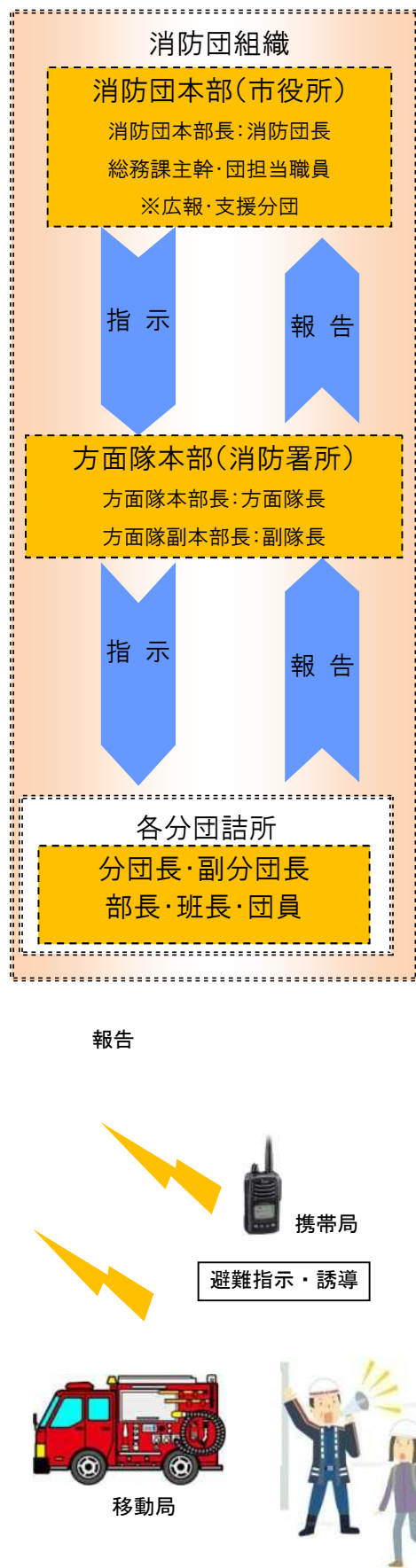
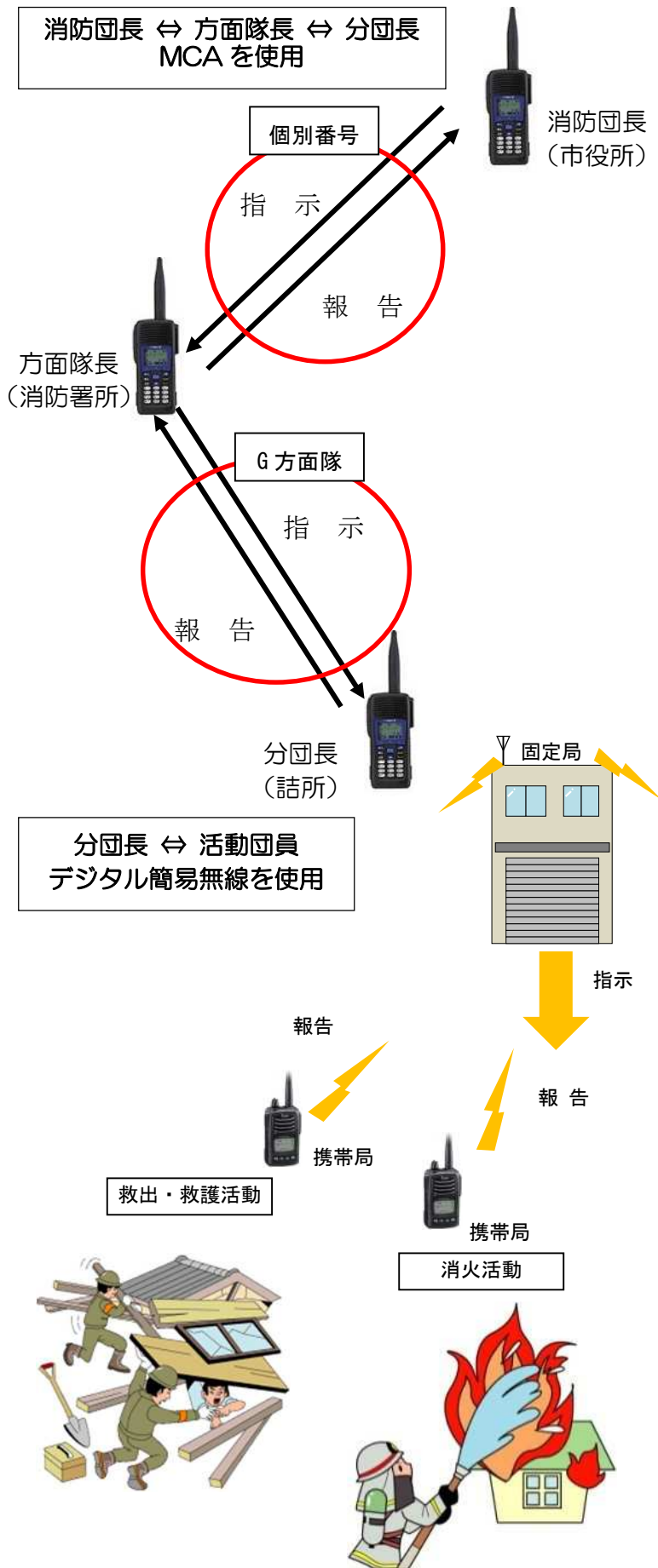
(3) 災害時の通信要領（デジタル簡易無線の通信要領）

各分団は、あらかじめ定められたチャンネルで運用することとし、他のチャンネルでの使用は原則禁止とする。

活動団員は、移動局（積載車）、携帯局（3台）を活用し、活動の状況を基地局（消防団詰所）の連絡団員へ報告する。基地局には、連絡団員1名を配置し、情報収集に対応するとともに、MCA無線を用いて方面隊本部へ報告を行う。

方面隊本部から指示を受けた連絡団員は基地局より管轄内の団員にデジタル簡易無線により指示を行う。

【MCA 無線・デジタル簡易無線のイメージ図】



【消防団MCA無線個別番号】

No.	配備先		個別名称	個別番号	No.	配備先		個別名称	個別番号
1	消防団長		消防団長	800	41	第五方面隊長		第五隊長	805
2	第一方面隊	第一方面隊長	第一隊長	801	42	第五方面隊	豊南分団	豊南分団	851
3		賀茂分団	賀茂	810	43		高根分団	高根分団	853
4		西郷分団第一部	西郷・第一	811	44		老津分団第一部	老津・第一	855
5		西郷分団第二部	西郷・第二	812	45		老津分団第二部	老津・第二	856
6		西郷分団第三部	西郷・第三	813	46		杉山分団第一部	杉山・第一	858
7		西郷分団第四部	西郷・第四	814	47		杉山分団第二部	杉山・第二	859
8		玉川分団第一部	玉川・第一	815	48		富士見分団	富士見分団	862
9		玉川分団第二部	玉川・第二	818	49	第六方面隊	第六方面隊長	第六隊長	806
10	第二方面隊	玉川分団第三部	玉川・第三	817	50		福岡分団	福岡分団	863
11		石巻分団金田部	石巻・金田	819	51		栄分団	栄分団	864
12		石巻分団神郷部	石巻・神郷	820	52		磯辺分団	磯辺分団	865
13		嵩山分団	嵩山分団	821	53		大崎分団	大崎分団	866
14		第二方面隊長	第二隊長	802	54		高師分団	高師分団	867
15		下条分団	下条分団	822	55		植田分団	植田分団	868
16		牛川分団	牛川分団	823	56		大清水分団	大清水分団	869
17		東田分団	東田分団	824	57		野依分団	野依分団	870
18		旭分団	旭分団	825	58		天伯分団	天伯分団	871
19		多米分団	多米分団	826	59		幸分団	幸分団	872
20		岩田分団	岩田分団	827	60		芦原分団	芦原分団	873
21	第三方面隊	岩西分団	岩西分団	828	61	第七方面隊	中野分団	中野分団	874
22		つつじが丘分団	つつじ分団	829	62		第七方面隊長	第七隊長	807
23		鷹丘分団	鷹丘分団	830	63		羽根井分団第一部	羽根井第一	875
24		豊分団	豊分団	831	64		羽根井分団第二部	羽根井第二	876
25		飯村分団	飯村分団	832	65		花田分団第一部	花田・第一	877
26	第三方面隊	第三方面隊長	第三隊長	803	66	第七方面隊	花田分団第二部	花田・第二	878
27		向山分団	向山分団	833	67		牟呂分団	牟呂分団	880
28		新川分団	新川分団	834	68		汐田分団	汐田分団	881
29		八町分団	八町分団	835	69		吉田方分団第一部	吉田方第一	882
30		松山分団第一部	松山・第一	836	70		吉田方分団第二部	吉田方第二	883
31		松山分団第二部	松山・第二	837	71	第八方面隊	第八方面隊長	第八隊長	808
32		松葉分団	松葉分団	838	72		下地分団	下地分団	884
33	第四方面隊	第四方面隊長	第四隊長	804	73		大村分団第	大村分団	885
34		二川分団大岩部	二川・大岩	839	74		津田分団	津田分団	887
35		二川分団二川部	二川・二川	840	75		前芝分団第一部	前芝・第一	889
36		二川南分団東部	二川南・東	841	76		前芝分団第二部	前芝・第二	890
37		二川南分団西部	二川南・西	842					
38		小沢分団	小沢分団	843					
39		谷川分団	谷川分団	845					
40		細谷分団	細谷分団	847					

【 消防署所 MCA 無線 個別番号 】

No	配備先	個別名称	個別番号	No	配備先	個別名称	個別番号
1	通信指令課	通信指令課	101	10	西分署	西分署	108
2	中消防署	中署・携 1	102	11	大清水出張所	大清水出張	109
3	中消防署	中署・携 2	103	12	二川出張所	二川出張所	110
4	中消防署（半固定）	中署半 3	613	13	二川出張所（半固定）	二川半 2	615
5	東分署	東分署	104	14	消防本部総務課 1	消総務課 1	111
6	東分署（半固定）	東分署半 2	614	15	消防本部総務課 2	消総務課 2	100
7	石巻出張所	石巻出張所	105	16	指揮車 1（消防救急課）	指揮車 1	112
8	前芝出張所	前芝出張所	106	17	指揮車 2（消防救急課）	指揮車 2	113
9	南消防署	南消防署	107				

【 デジタル簡易無線 チャンネル一覧 】

第一方面隊		第二方面隊		第三方面隊		第四方面隊		第五方面隊		第六方面隊		第七方面隊		第八方面隊	
分団名	c h	分団名	c h	分団名	c h	分団名	c h	分団名	c h	分団名	c h	分団名	c h	分団名	c h
賀茂	1 7	下条	7	向山	2 4	二川	2 7	豊南	2 (9)	福岡	1 7	羽根井	2 0	下地	2 3
西郷	5 (3)	牛川	1 3	新川	2 6	二川南	1 7	高根	5	栄	2 1	花田	1 4	大村	9
玉川	8 (9)	東田	1 1	八町	2 8	小沢	2 3	老津	7	大崎	3	牟呂	1 2	津田	2 7
石巻	2	旭	3 0	松山	1 8	谷川	7	杉山	1 0	磯辺	5	汐田	1 0	前芝	1 7
嵩山	2 1	多米	2 0	松葉	1 6	細谷	1 0	富士見	2 1	高師	8	吉田方	2 9		
		岩田	1 2							大清水	9				
		岩西	2 5							植田	2				
		鷹丘	5							野依	1 3				
		豊	2 2							天伯	2 0				
		飯村	2 9							幸	1 9				
		つつじが丘	4							芦原	6				
										中野	1				

7. 津波対策

東日本大震災で津波により多数の消防関係殉職者が発生したように、広報活動、避難誘導実施中に消防団員が甚大な被害を受ける可能性がある。

津波対策を実施する上で団員は常に、緊急情報伝達システム（市内一斉通報用防災無線）、MCA無線、デジタル簡易無線、メール及びラジオ等情報に注意し対処すること。

災害対策本部の指示があった場合及び自ら危険情報を覚知した場合は、ただちに津波浸水想定区域から退避すること。

（１）避難広報及び避難誘導を実施する分団及び活動内容について

愛知県外海、伊勢・三河湾に津波注意報・警報及び大津波警報が発表されたとき、以下の分団の校区に避難指示が発令されるため、消防団本部の指示により、参集し避難広報及び避難誘導を実施する。

※「避難判断・伝達マニュアル」第５編津波災害による

【愛知県外海に発表】

- ・小沢分団 → 小島地区、小松原地区、寺沢地区に対応
- ・細谷分団 → 細谷地区、東細谷地区に対応
- ・豊南分団 → 少年自然の家、伊古部地区、東赤沢地区、西赤沢地区、城下地区に対応
- ・高根分団 → 東七根地区、西七根地区、高塚地区に対応

※避難広報及び避難誘導は、国道４２号より海岸に入らないこととし、海岸降り口に進入防止を行う。

【伊勢・三河湾に発表】

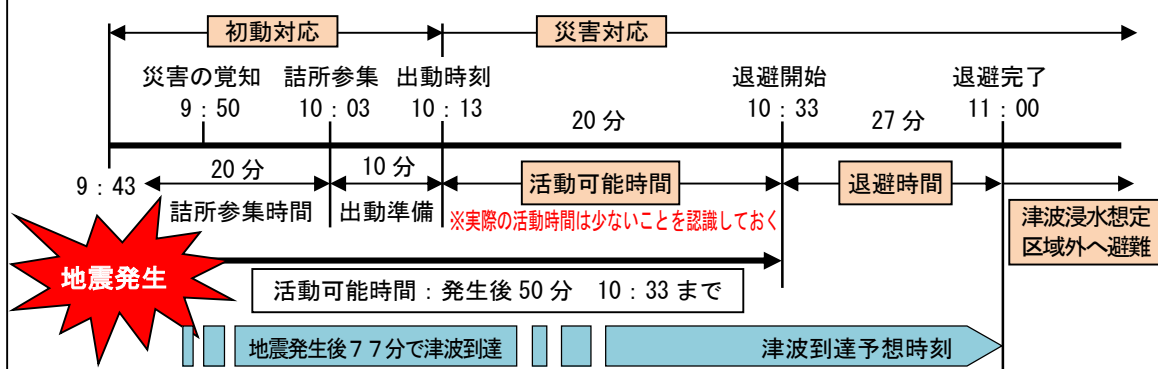
- ・松葉分団 → 豊川に対応
- ・老津分団 → 老津海岸、紙田川に対応
- ・杉山分団 → 杉山海岸、紙田川に対応
- ・福岡分団 → 柳生川に対応
- ・磯辺分団 → 三河湾沿岸部、梅田川、柳生川に対応
- ・大崎分団 → 三河湾沿岸部、梅田川に対応
- ・植田分団 → 梅田川に対応
- ・野依分団 → 梅田川に対応
- ・芦原分団 → 梅田川に対応
- ・羽根井分団 → 柳生川に対応
- ・花田分団 → 柳生川に対応
- ・牟呂分団 → 三河湾沿岸部、柳生川に対応
- ・汐田分団 → 柳生川に対応

- 吉田方分団 → 三河湾沿岸部、豊川に対応
- 津田分団 → 豊川、豊川放水路に対応
- 前芝分団 → 三河湾沿岸部、豊川放水路に対応

※三河湾側では第一波の到達が地震発生から 77 分後と予測されていることから、地震発生後 50 分を上限として避難広報及び避難誘導を行う。

活動可能時間の算定例

(想定) 9:43 分に地震が発生した。団員は 9:50 に情報を覚知し、詰所に参加、その後出動し、広報・避難誘導活動を実施する。なお、地震発生から、詰所までの参加に 20 分、さらに出動準備に 10 分を要するものとする。



(2) 退避経路の確保

常に津波想定区域から退避することを念頭に置き活動すること。退避経路にあっては、道路被害、家屋倒壊による道路閉塞状況等を把握し、退避ルート確保に努めること。

(3) 津波浸水想定区域内の分団について

以下の分団は津波浸水想定区域内に詰所があるため、広報及び避難誘導活動を実施した後、車両及び必要な資機材を津波浸水想定区域外へ移動させること。

- 磯辺分団
- 牟呂分団
- 汐田分団
- 吉田方分団第一部
- 吉田方分団第二部
- 津田分団
- 前芝分団第一部
- 前芝分団第二部

(4) 広報文案

※津波対応にあっては、災害対策本部（指揮本部）から広報文を展開するいとまがないことから、以下を参考とし、各分団で対応をお願いします。

ア 津波注意報（伊勢・三河湾）

こちらは、豊橋市です。【月】【日】、〇〇地方でM◇の地震が発生し、【時】【分】、伊勢・三河湾に津波注意報が発表されました。これに伴い、△時△分、三河湾沿岸部に警戒レベル4、避難指示（緊急）を発令しました。堤防の外側や河口付近にいる方は直ちに安全な場所へ避難してください。

イ 津波注意報（愛知県外海）

こちらは、豊橋市です。【月】【日】、〇〇地方でM◇の地震が発生し、【時】【分】、愛知県外海に津波注意報が発表されました。これに伴い、△時△分、太平洋沿岸部に警戒レベル4、避難指示（緊急）を発令しました。海岸にいる方は直ちに安全な場所へ避難してください。

ウ 津波警報（伊勢・三河湾）

こちらは、豊橋市です。【月】【日】、〇〇地方でM◇の地震が発生し、【時】【分】伊勢・三河湾に津波警報が発表されました。これに伴い、△時△分、【対象地域】に避難指示（緊急）を発令しました。該当する地域の方は、安全な場所へ直ちに避難してください。

エ 津波警報（愛知県外海）

こちらは、豊橋市です。【月】【日】、〇〇地方でM◇の地震が発生し、【時】【分】愛知県外海に津波警報が発表されました。これに伴い、△時△分、太平洋沿岸部に警戒レベル4、避難指示（緊急）を発令しました。海岸にいる方は直ちに安全な場所へ避難してください。

オ 大津波警報（伊勢・三河湾）

こちらは、豊橋市です。【月】【日】、〇〇地方でM◇の地震が発生し、【時】【分】、伊勢・三河湾に大津波警報が発表されました。これに伴い、△時△分、【対象地域】に避難指示（緊急）を発令しました。該当する地域の方は、安全な場所へ直ちに避難してください。

カ 大津波警報（愛知県外海）

こちらは、豊橋市です。【月】【日】、〇〇地方でM◇の地震が発生し、【時】【分】、愛知県外海に大津波警報が発表されました。これに伴い、△時△分、【対象地域】に避難指示（緊急）を発令しました。該当する地域の方や海岸にいる方は直ちに安全な場所へ避難してください。

【付 則】

平成24年 8月 作成

平成26年 9月 改定

平成27年 9月 改定

平成29年 6月 改定

平成30年 6月 改定

令和 元年 6月 改定

令和 3年11月 改定

令和 5年 6月 改定

令和 6年 4月 改定

令和 7年 4月 改定

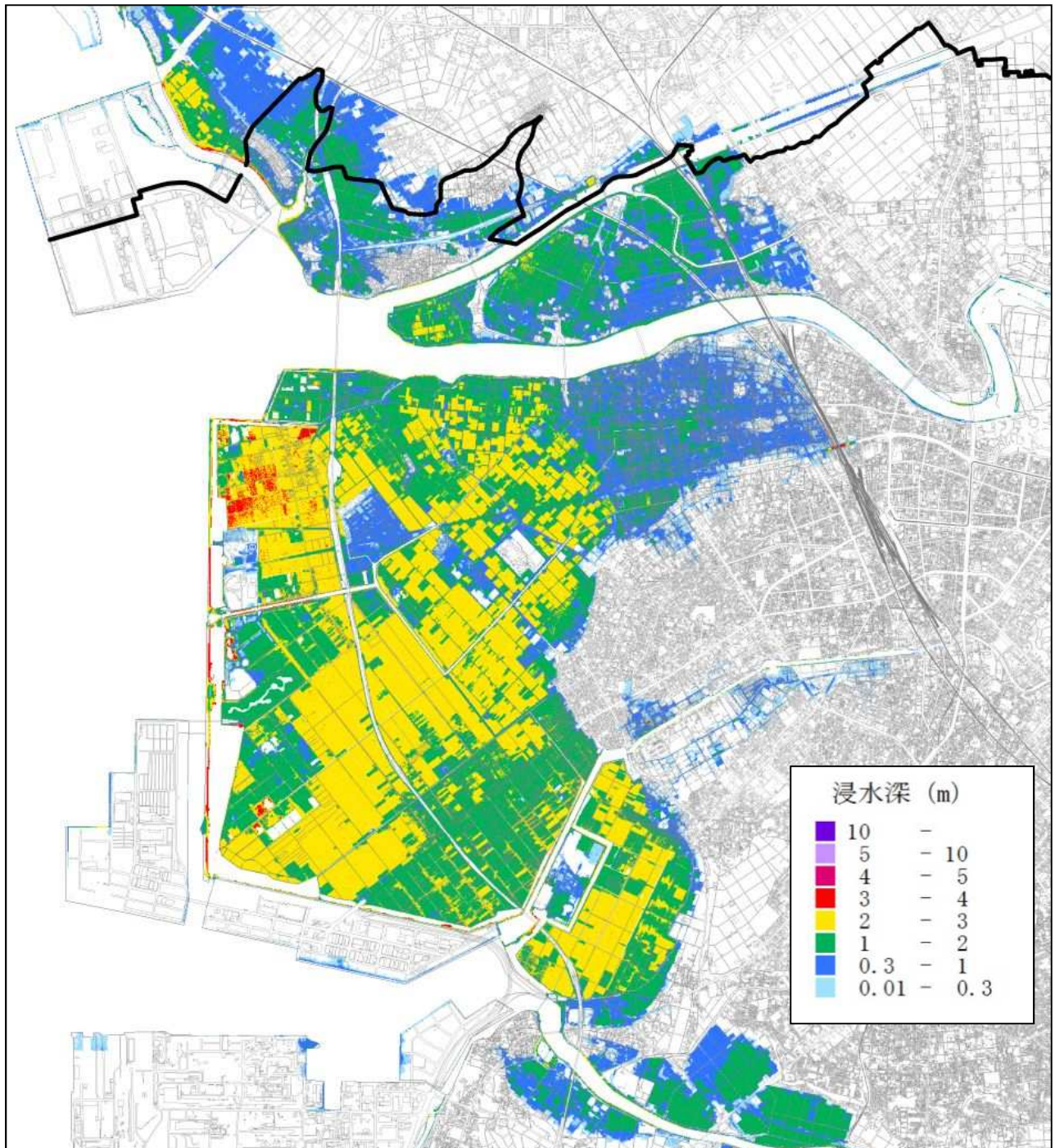
別添資料

津波対策について

1 津波浸水想定区域及び最大浸水深分布

理論上最大想定モデルの津波浸水想定区域及び最大浸水深分布（三河湾側：北部）

5mメッシュで算定

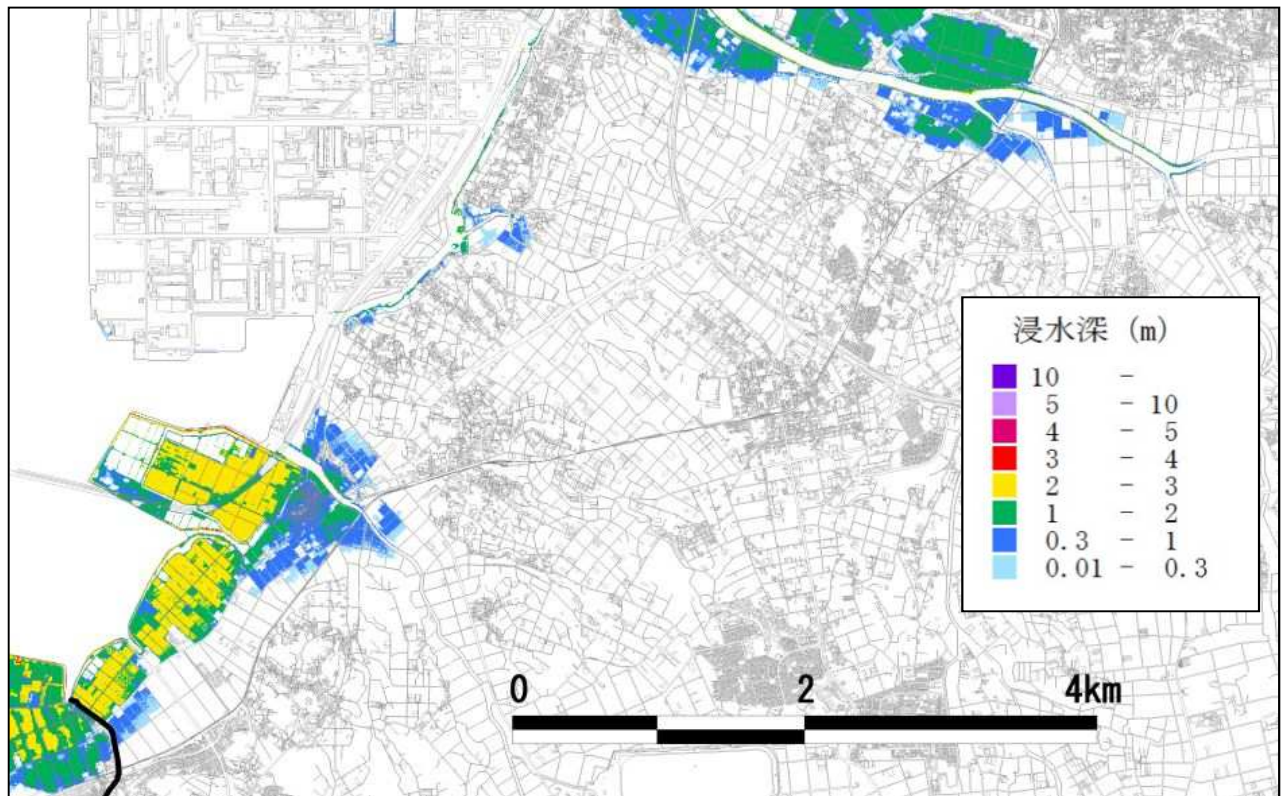


※堤防条件：地震発生と同時に、盛土構造物（土堰堤）は、75%沈下し越流によって破壊。コンクリート構造物は倒壊。

※津波ケース：①⑥⑦⑨の重ね合わせ。

理論上最大想定モデル津波浸水想定区域及び最大浸水深分布（三河湾側：南部）

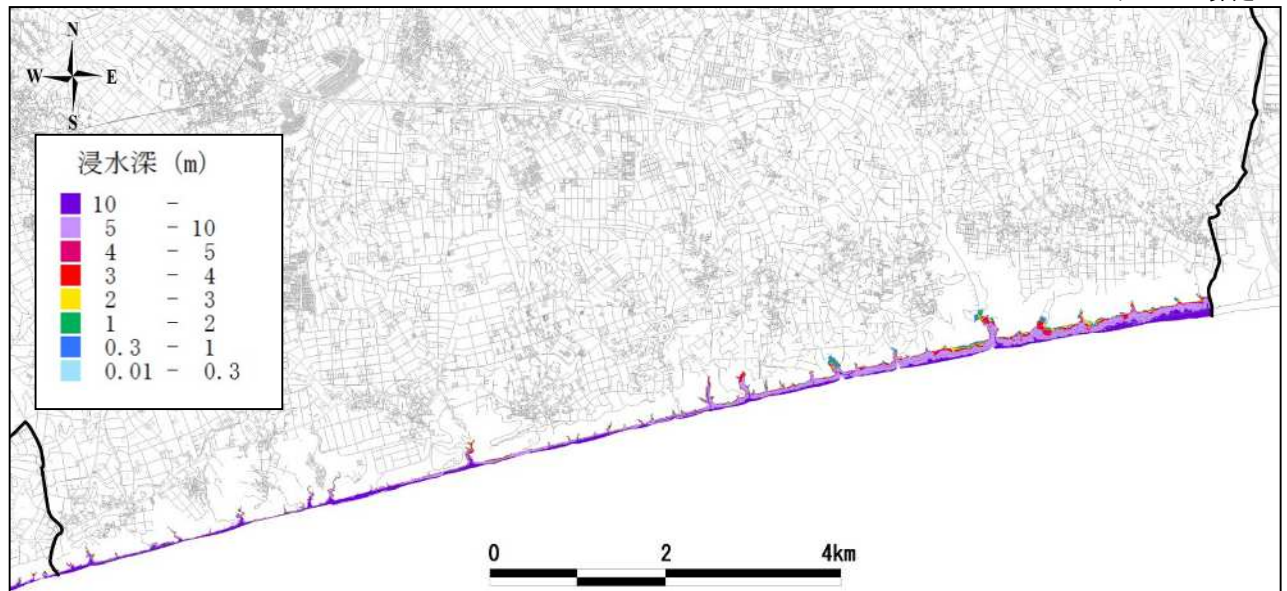
5mメッシュで算定



※堤防条件：地震発生と同時に、盛土構造物（土堰堤）は、75%沈下し越流によって破壊。コンクリート構造物は倒壊。
 ※津波ケース：①⑥⑦⑨の重ね合わせ。

理論上最大想定モデルの津波浸水想定区域及び最大浸水深分布（太平洋側）

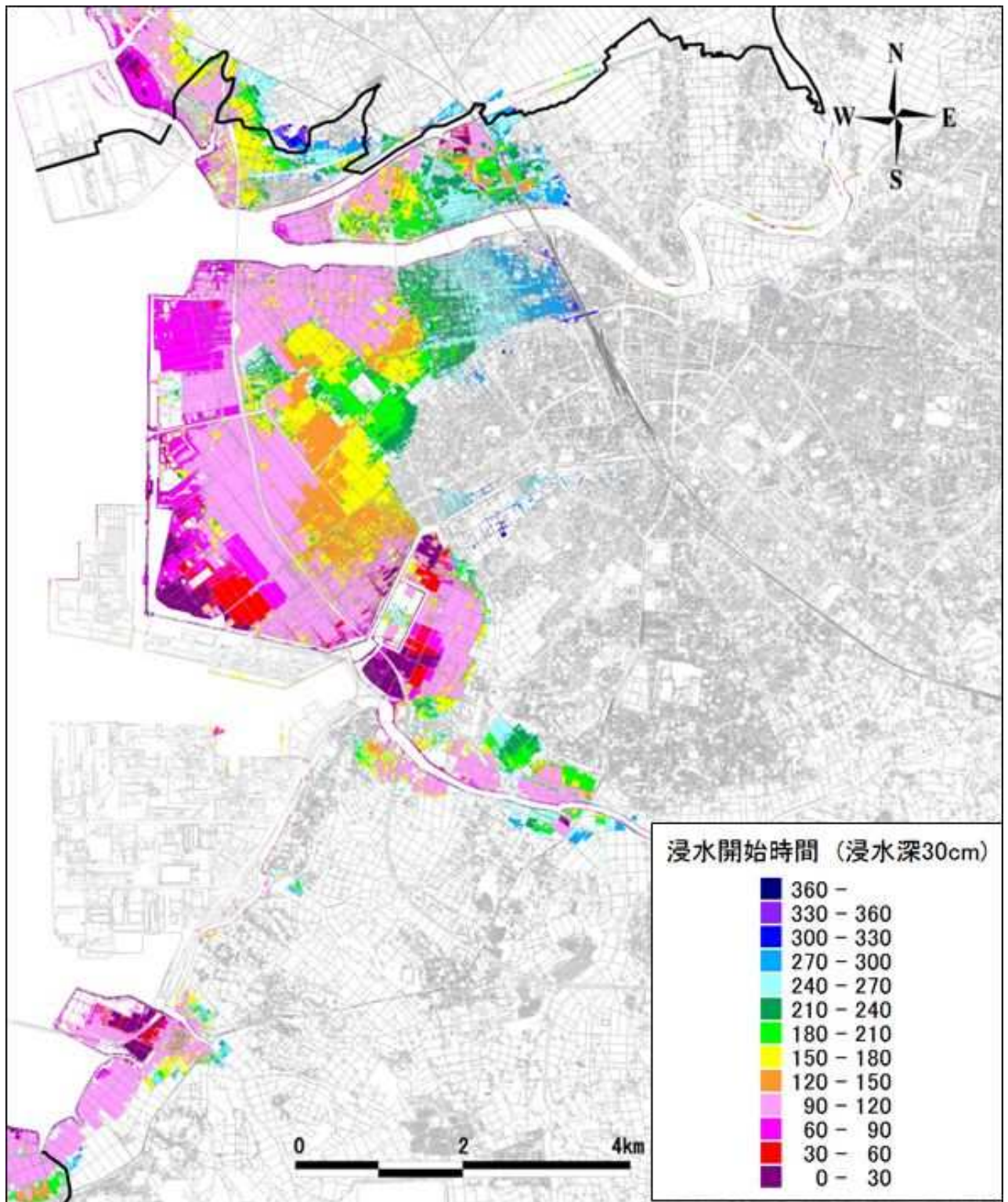
5mメッシュで算定



※津波ケース：①⑥⑦⑨の重ね合わせ。

2 浸水が30cmに到達時間分布

理論上最大想定モデル浸水が30cmに到達する時間分布



3 津波避難ビル等

(1) 津波避難ビル等の活用について

津波避難ビルとは津波浸水想定区域内で3階建以上のRC造の建物を中心に指定している。

避難誘導を実施するにあたり、住民を津波浸水想定区域外へ避難させることが望ましいが、避難が困難な地域にあっては、事前に指定を受けている公共施設及び民間施設の津波避難ビル等を活用し、住民の避難誘導を行うことが必要である。

(2) 津波避難ビルについて

ア 公共施設

地区	校区	施設名称	所在地	構造・避難場所面積(㎡)	収容可能 人員(人)
北部	大村	大村小学校	大村町字地之神 9	RC 3 階(校舎 3 階廊下) 191	191
	下地	下地小学校	下地町字宮前 68	RC 3 階(校舎 3 階廊下) 308	308
		北部中学校	下地町字長池 1	RC 3 階(校舎 3 階廊下) 214	214
	津田	津田小学校	横須賀町宮元 3-1	RC 3 階(校舎 3 階廊下) 79	79
前芝	前芝	前芝小学校	前芝町字西堤 30	RC 3 階(校舎 3 階廊下) 155	155
		前芝中学校	前芝町字塩見 1	RC 3 階(校舎 3 階廊下) 123	123
		前芝住宅	西浜町 3-1	RC 11 階(共用廊下) 936	936
		前芝校区市民館	前芝町字塩見 5-1	RC 2 階(屋上) 274	274
		中消防署前芝出張所	日色野町字新切 46-1	RC 3 階(屋上) 227	227
青陵	牛川	上下水道局	牛川町字下モ田 29-1	SRC 5 階(大会議室) 218	218
本郷	芦原	芦原小学校	芦原町字嵩山地 42-1	RC 3 階(校舎 3 階廊下) 261	261
南陽	磯辺	磯辺小学校	駒形町字丸山 61	RC 3 階(校舎 3 階廊下) 350	350
		南陽中学校	駒形町字南欠下 1-1	RC 4 階(校舎 3・4 階廊下) 924	924
羽田	羽根井	中央図書館	羽根井町 48	RC 地下 1 階、地上 3 階、一部 4 階(3 階・屋上) 2,393	2,393
牟呂	牟呂	牟呂小学校	牟呂中村町 1-4	RC 3 階(校舎 3 階廊下) 319	319
		牟呂中学校	神野新田町字イ割 1-3	RC 3 階(校舎 3 階廊下) 362	362
		県立西高等学校	牟呂町西明治新右前 4	RC 4 階(校舎 3・4 階教室) 655	655
		ライフポートとよはし	神野ふ頭町 3 番地の 22	SRC 3 階(屋上) 820	820

牟呂	汐田	汐田小学校	牟呂町字北汐田 50-1	RC 4 階 (校舎 3 階廊下)	512	512
		青少年センター	牟呂町字東里 26	RC 3・4 階 (研修室等)	754	754
		西部住宅	牟呂町字東里 29-1 牟呂町字中西 1-2	RC 5 階 (共用階段)	612	612
		南消防署西分署	東脇一丁目 1-8	RC 3 階 (訓練室等)	383	383
豊城	松葉	松葉小学校	大橋通三丁目 107	RC 3 階 (校舎 3 階廊下)	237	237
吉田方	吉田方	吉田方校区市民館	吉川町 118	RC 3 階 (集会室等)	101	101
		吉田方小学校	吉川町 118	RC 3 階 (校舎 3 階廊下)	554	554
		吉田方中学校	高洲町字長弦 73-1	RC 3 階 (校舎 3 階廊下)	234	234
		三ツ相ポンプ場	三ツ相町 38	SRC3 階 (屋上)	423	423
		吉田方排水機場	高洲町字大江 60-2	RC2 階 (屋上)	38	38
計		28 か所		合 計		12, 657

イ 民間施設

地区	校区	施設名称	所在地	構造・避難場所面積(㎡)	収容可能 人員(人)
北部	津田	介護老人福祉施設 倶楽荘	川崎町 216-2	RC 3 階 (2 階屋上、3 階共同生活室、セ ミパブリックスペース、3 階屋上) 500	500
		ビレッジハウス津田 1 号棟	横須賀町林 1	RC 4 階 (3, 4 階廊下) 152	152
		ビレッジハウス津田 2 号棟	横須賀町林 1	RC 4 階 (3, 4 階廊下) 152	152
		ビレッジハウス津田 3 号棟	横須賀町林 1	RC 4 階 (3, 4 階廊下) 152	152
		ビレッジハウス津田 4 号棟	横須賀町林 1	RC 4 階 (3, 4 階廊下) 152	152
前芝	前芝	Flats(フラッツ)	前芝町字東堤 32-1、 33-1	RC 5 階(廊下等)	463
		メゾンドプラージュ	西浜町 5-9	RC 4 階(廊下等)	15
		メゾンドプラージュⅡ	西浜町 5-8	RC 3 階(廊下等)	38
		特別養護老人 ホーム喜寿苑	前芝町字加藤 381-2	RC 4 階(屋上)	422
磯辺	磯辺	おかだ屋ベイサイド	神野新田町字沖ノ島 176-1	RC 6 階(屋上)	239

牟呂	牟呂	ボヌール	神野新田町字ヨノ割 91-1	RC 3 階(廊下等) 31	31
		クオリアビル	牟呂市場町 11-1	SRC 3 階、一部 4 階(部屋等) 178	178
		平成荘	神野新田町字ヘノ割 33-1	RC 4 階(3 階以上廊下等) 38	38
	汐田	ス ペ リ ア 豊 橋	牟呂町字古幡焼 17	RC 14 階(廊下等) 1,572	1,572
		ハ イ ツ 仲 六	東脇一丁目 3-10	RC 5 階(廊下等) 44	44
吉田方	吉田方	ホテルシーパレス リゾートホテル棟	神野新田町字ミノ割 1-3	SRC 10 階(廊下等) 1,061	1,061
		障害者支援施設 シーサイド吉前	吉前町字西吉前新田 131-3	RC3 階、一部 4 階(3・4 階屋上) 1,090	1,090
		総合ビル	高洲町字高洲 41	RC 4 階(廊下等) 158	158
		サンフォレスト A	小向町字北小向 39-2	RC 3 階(廊下等) 23	23
		サンフォレスト B	小向町字北小向 39-1	RC 3 階(廊下等) 25	25
		ナチュールフジ	小向町字北小向 134-1	RC 6 階(廊下等) 190	190
		サンフジ	新栄町字南小向 27	RC 6 階(廊下等) 293	293
		ラヴィエ・セレナード	菰口町三丁目 37	RC 6 階(廊下等) 75	75
		杉浦マンション	菰口町四丁目 1-1	RC 3 階(廊下等) 35	35
		メゾン・エスペランス	新栄町字南小向 151	RC 4 階(廊下等) 96	96
		フォレスト野田	野田町字野田 165-1-2、 166-1-2	RC 3 階(廊下等) 32	32
		アーバンヒル馬見塚	馬見塚町 35	RC 5 階(廊下等) 215	215
		サンシティ吉川	吉川町 29-1	RC 7 階(廊下等) 221	221
		グランコート新栄	新栄町字一本木 5-3	RC 8 階(廊下等) 438	438
計		29 か所		合 計	8,100

ウ 津波防災センター

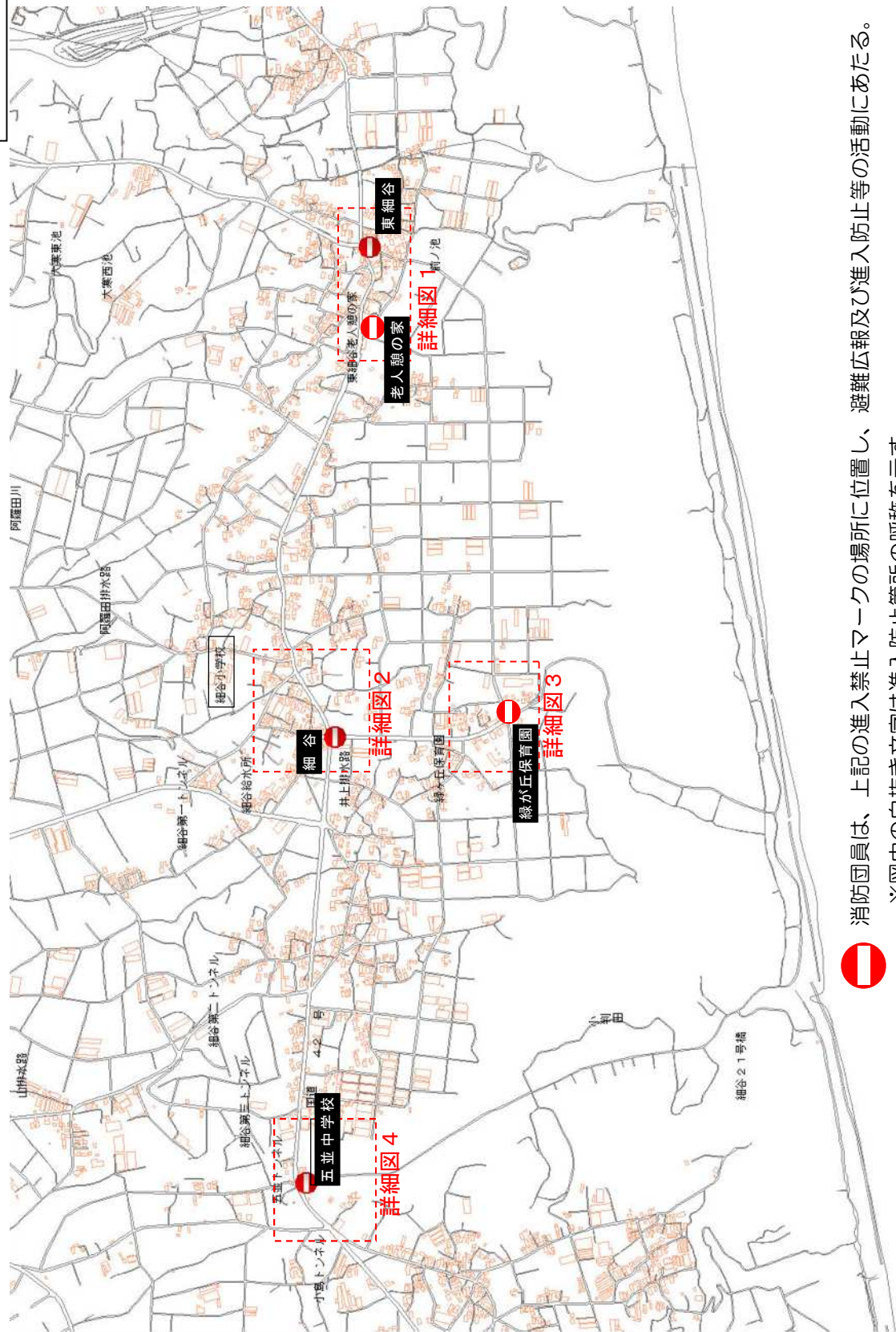
施設名称	所在地	構造・避難所面積(㎡)	収容人員(人)
三郷地区津波防災センター	神野新田町字ハノ割 18	鉄骨造 2 階(屋上) 200	200
天津地区津波防災センター	杉山町字天津 179-1	鉄骨造 2 階(屋上) 170	170
梅敷地区津波防災センター	梅敷町字西神 25-1	鉄骨造 2 階(屋上) 180	180
計	3 か所	合 計	550

(2) 津波避難場所について

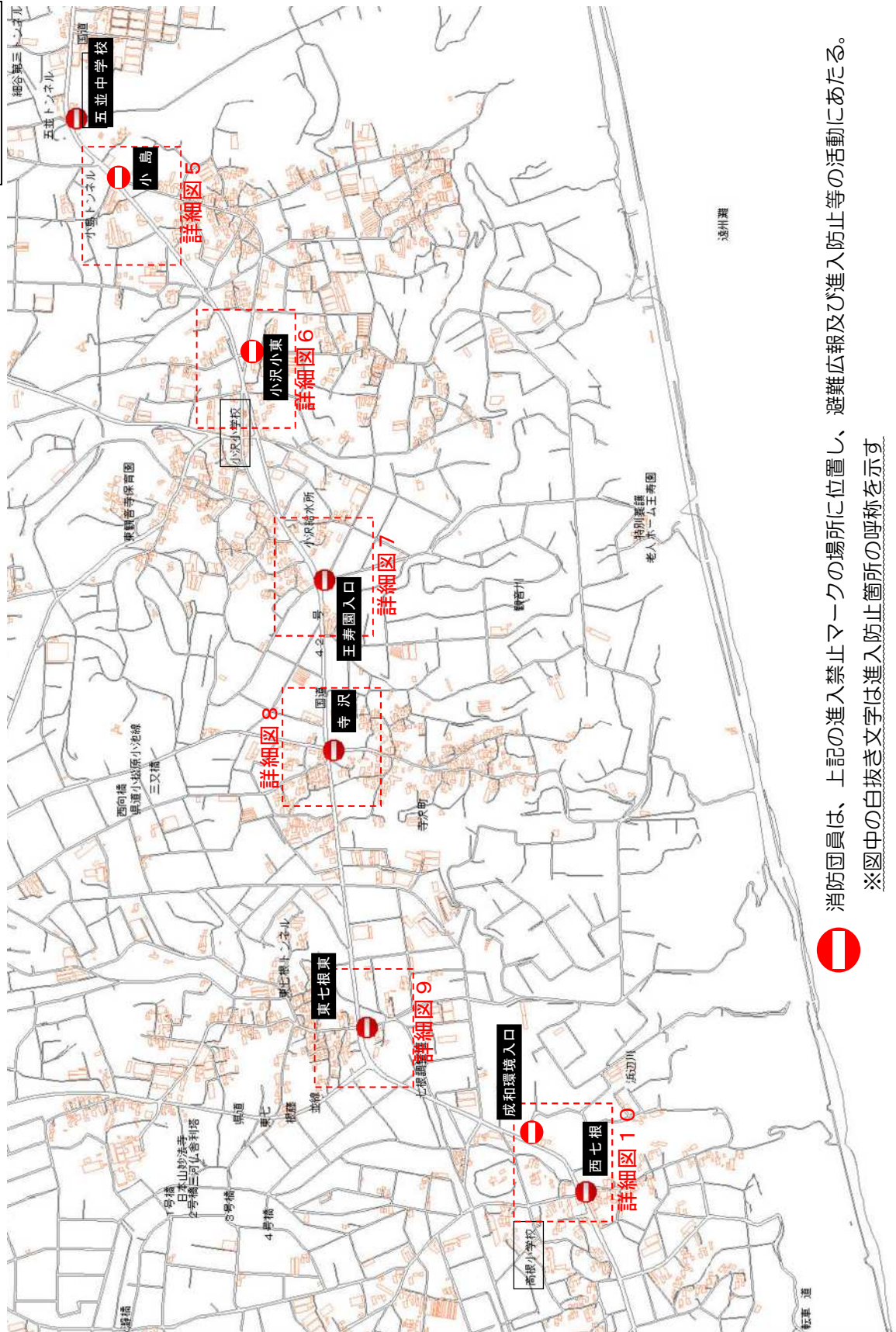
地区	校区	施設名称	所在地	構造・避難場所面積(㎡)	収容可能 人員(人)
吉田方	吉田方	国道 23 号豊橋バイパス 豊 川 料 金 所 跡 地	富 久 縞 町	10, 000	10, 000
南陽	中野	タイキ藤沢店立体駐車場	潮 崎 町 48-1 他	鉄骨造 3 階(2・3 階、屋上) 4, 676	4, 676
		オーギヤ W0 立体駐車場	潮 崎 町 24-9	鉄骨造 2 階(2 階、屋上) 6, 167	6, 167
計		3 か所		合 計	20, 843

4 広報及び進入防止対策位置図

細谷校区



小沢・高根校区

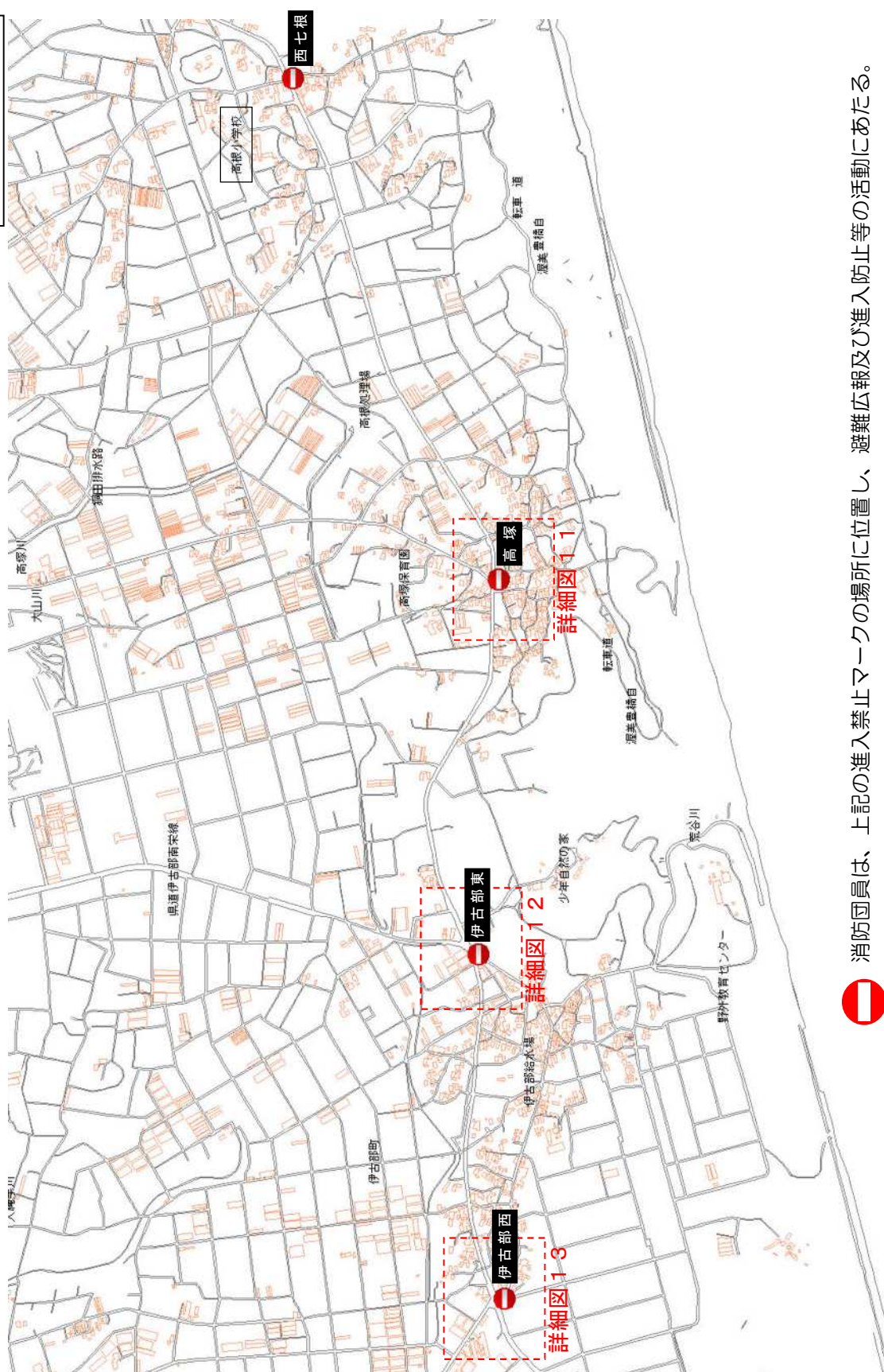


消防団員は、上記の進入禁止マークの場所に位置し、避難広報及び進入防止等の活動にあたる。

※図中の白抜き文字は進入防止箇所の呼称を示す



校園霸凌

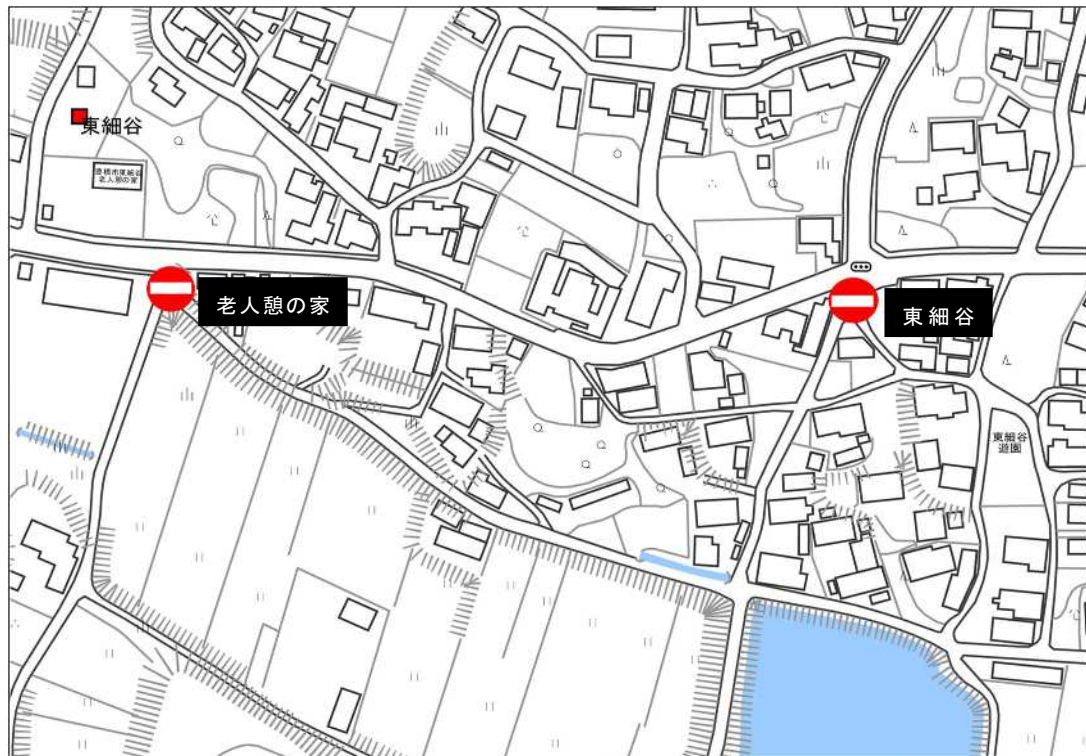


 消防団員は、上記の進入禁止マークの場所に位置し、避難広報及び進入防止等の活動にあたる。

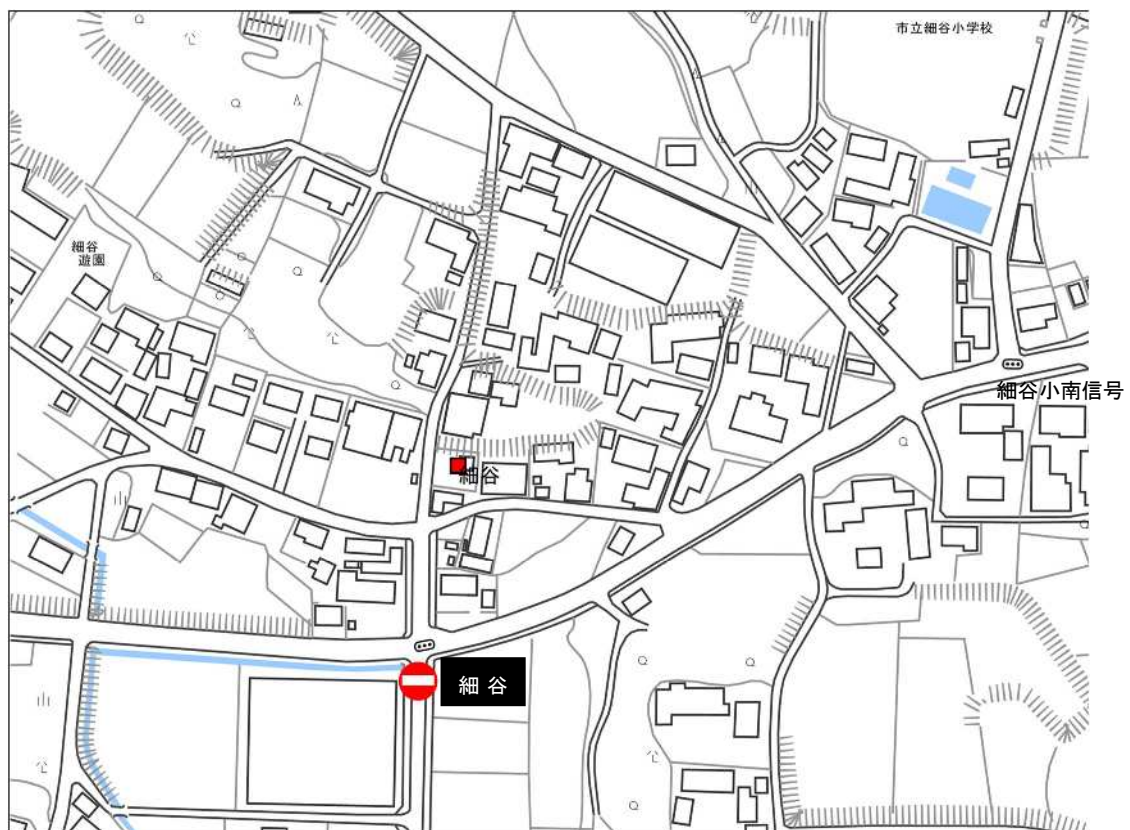
※図中の白抜き文字は進入防止箇所の呼称を示す

詳細図1

図中の白抜き文字は進入防止箇所の呼称を示す



詳細図2



至 緑が丘保育

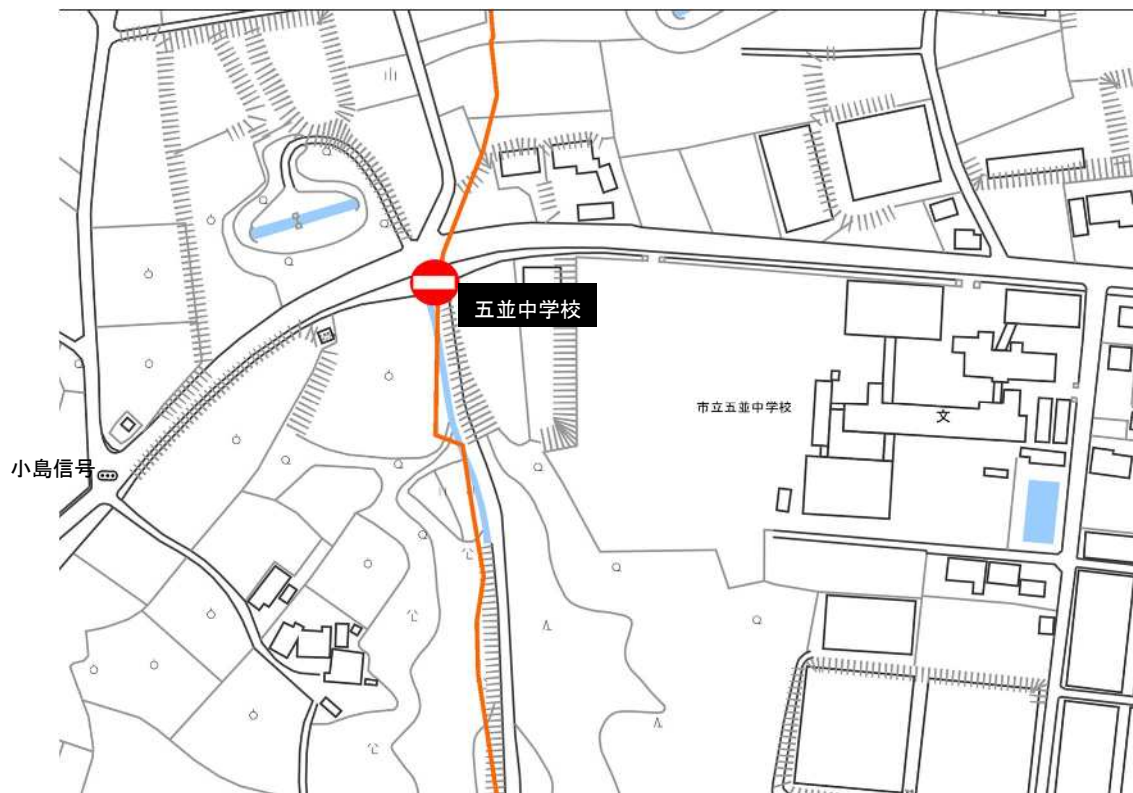
詳細図3

至 細谷

図中の白抜き文字は進入防止箇所の呼称を示す

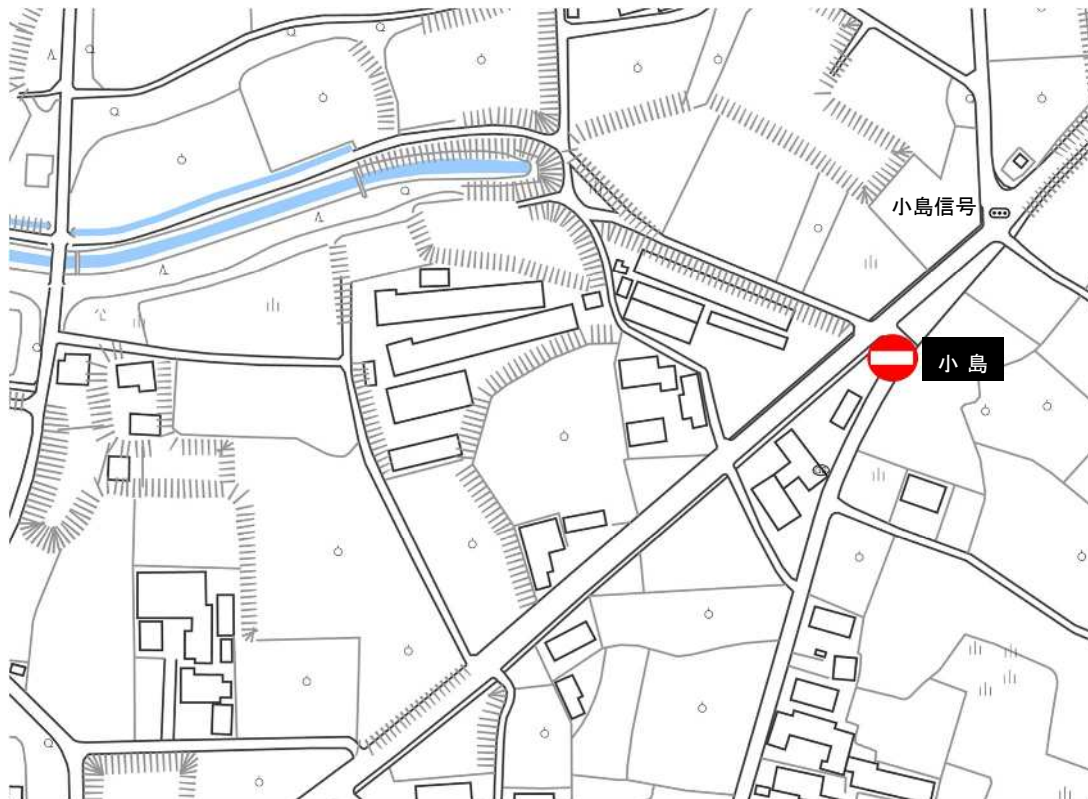


詳細図4

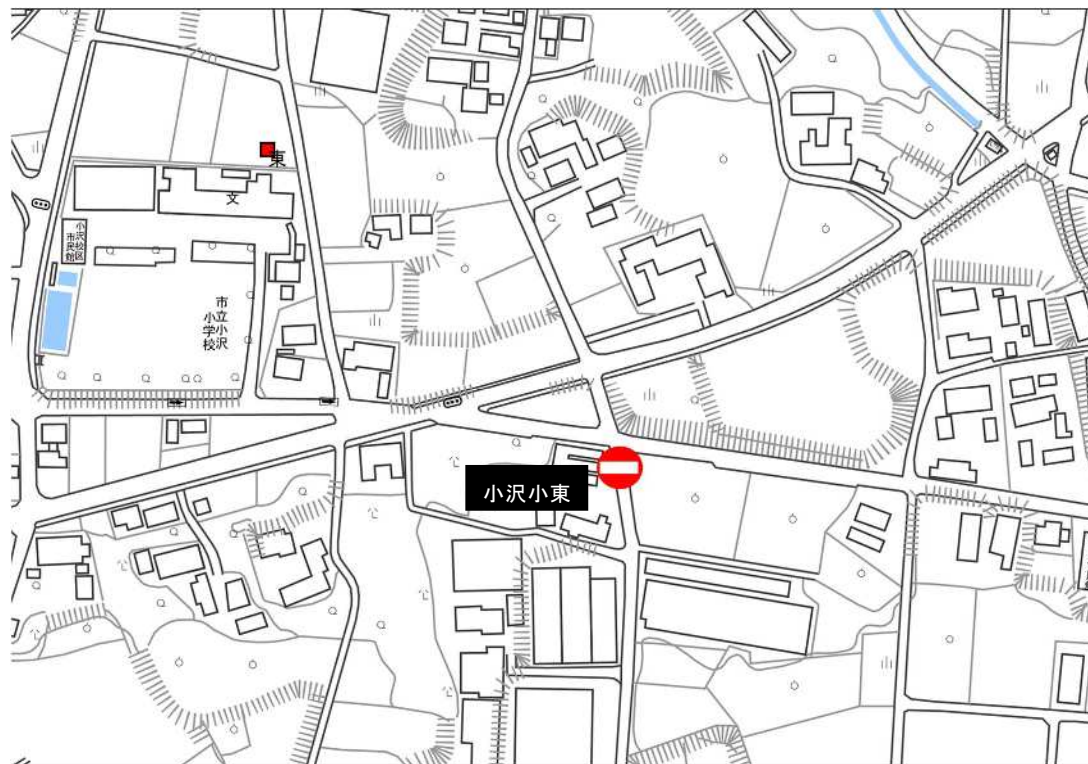


詳細図5

図中の白抜き文字は進入防止箇所の呼称を示す



詳細図6

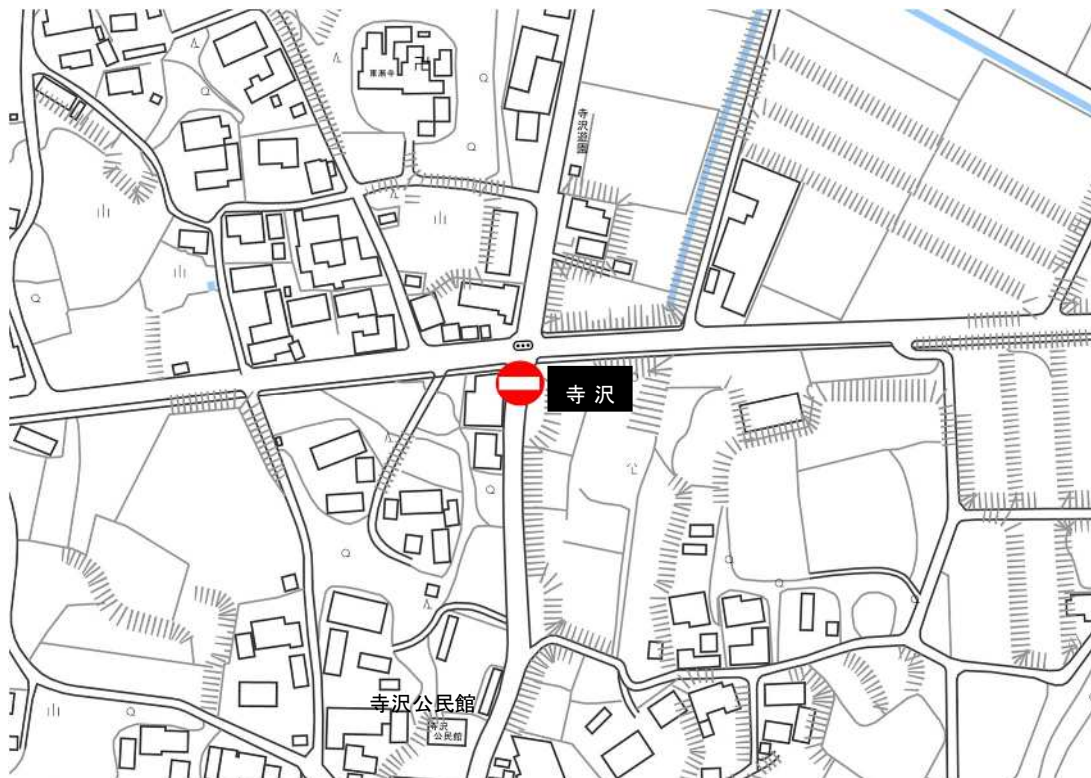


詳細図7

図中の白抜き文字は進入防止箇所の呼称を示す

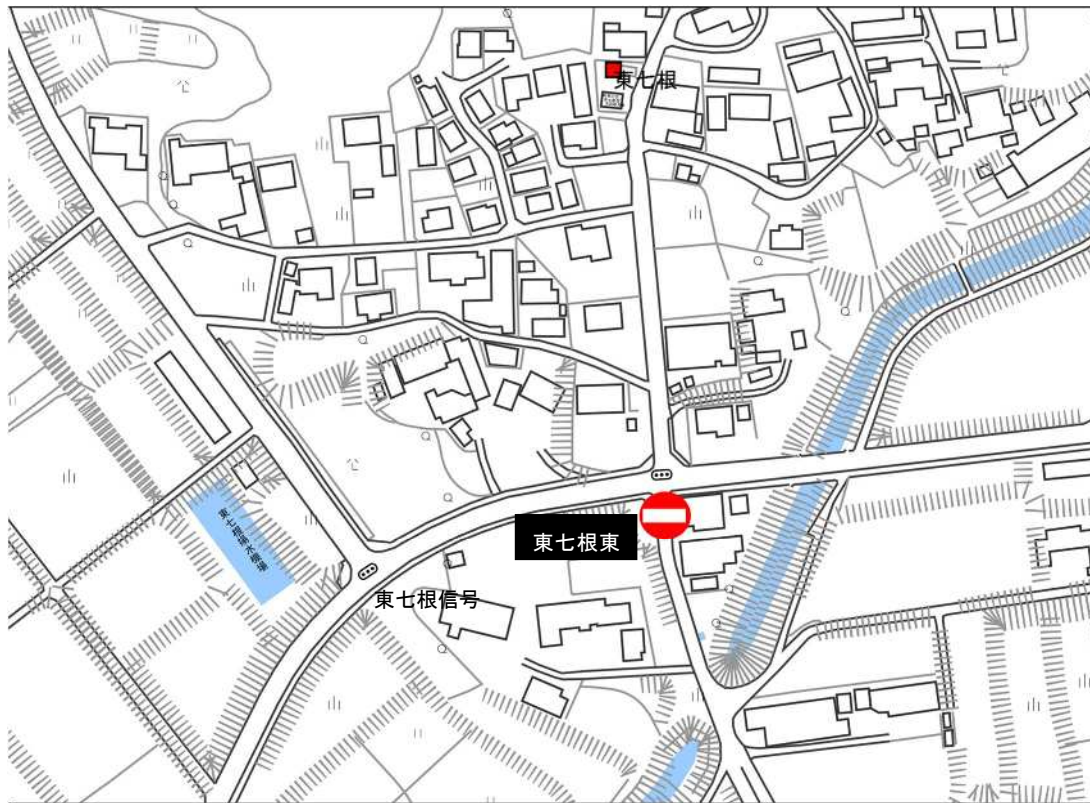


詳細図8

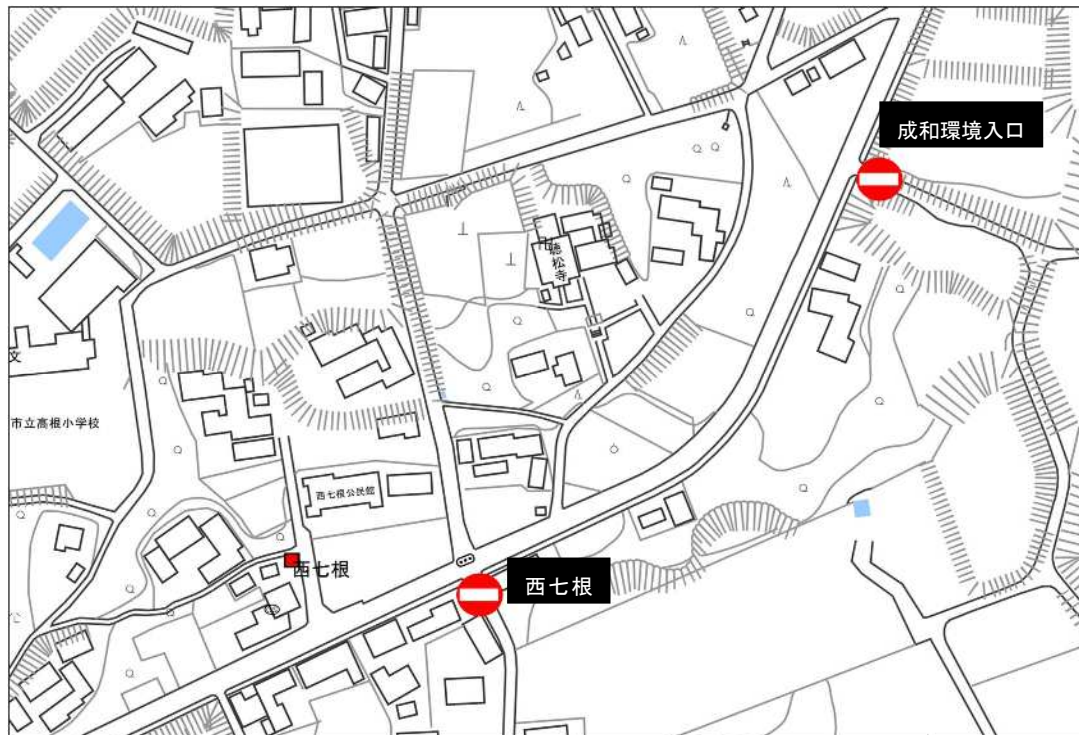


詳細図 9

図中の白抜き文字は進入防止箇所の呼称を示す

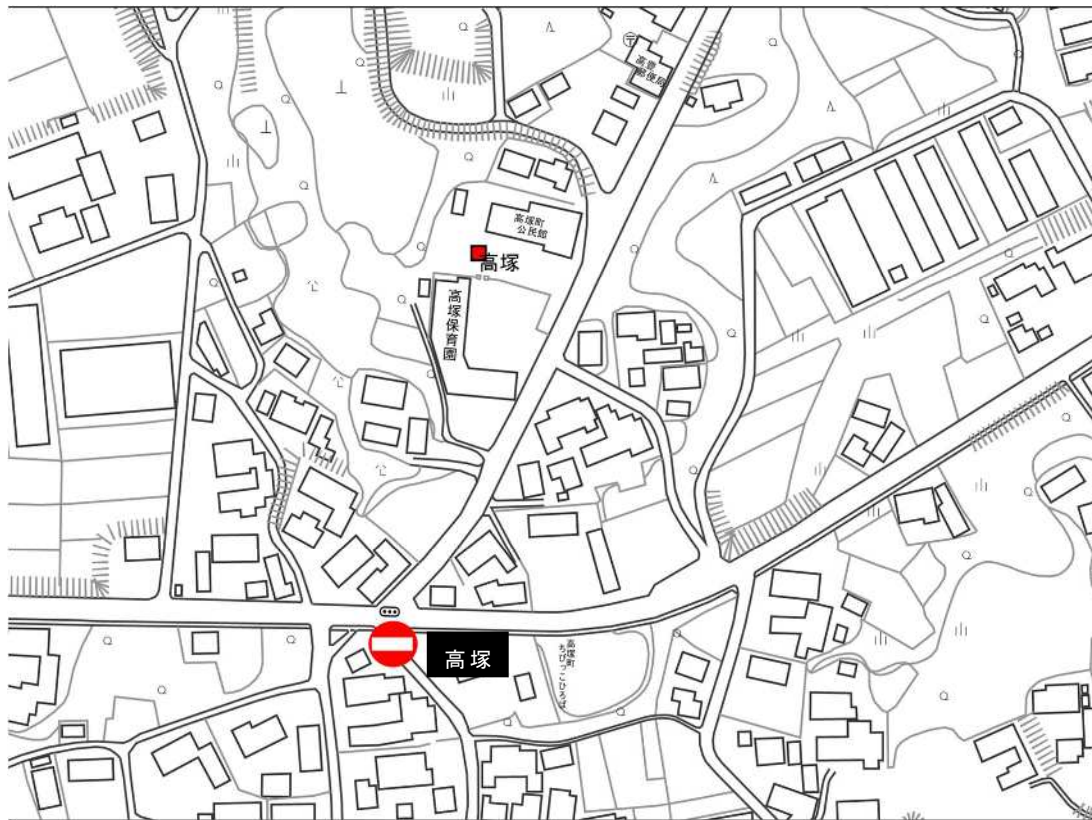


詳細図 10



詳細図 1 1

図中の白抜き文字は進入防止箇所の呼称を示す



詳細図 1 2



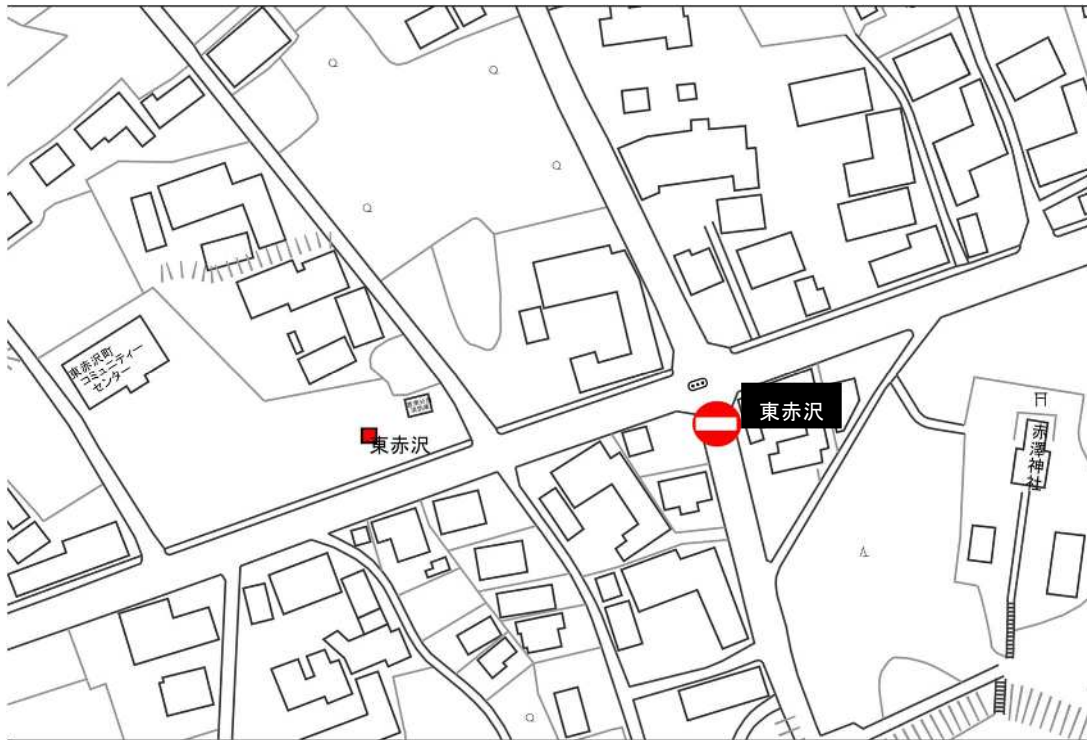
詳細図 13

図中の白抜き文字は進入防止箇所の呼称を示す



詳細図14

図中の白抜き文字は進入防止箇所の呼称を示す

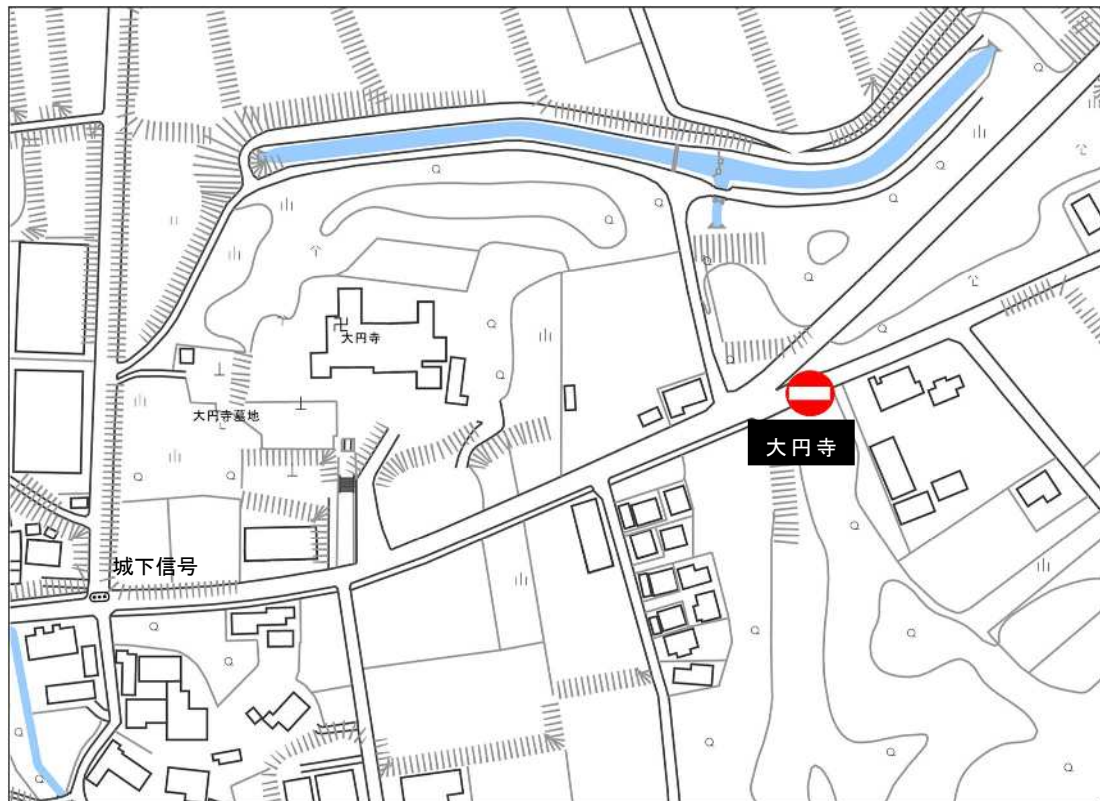


詳細図15

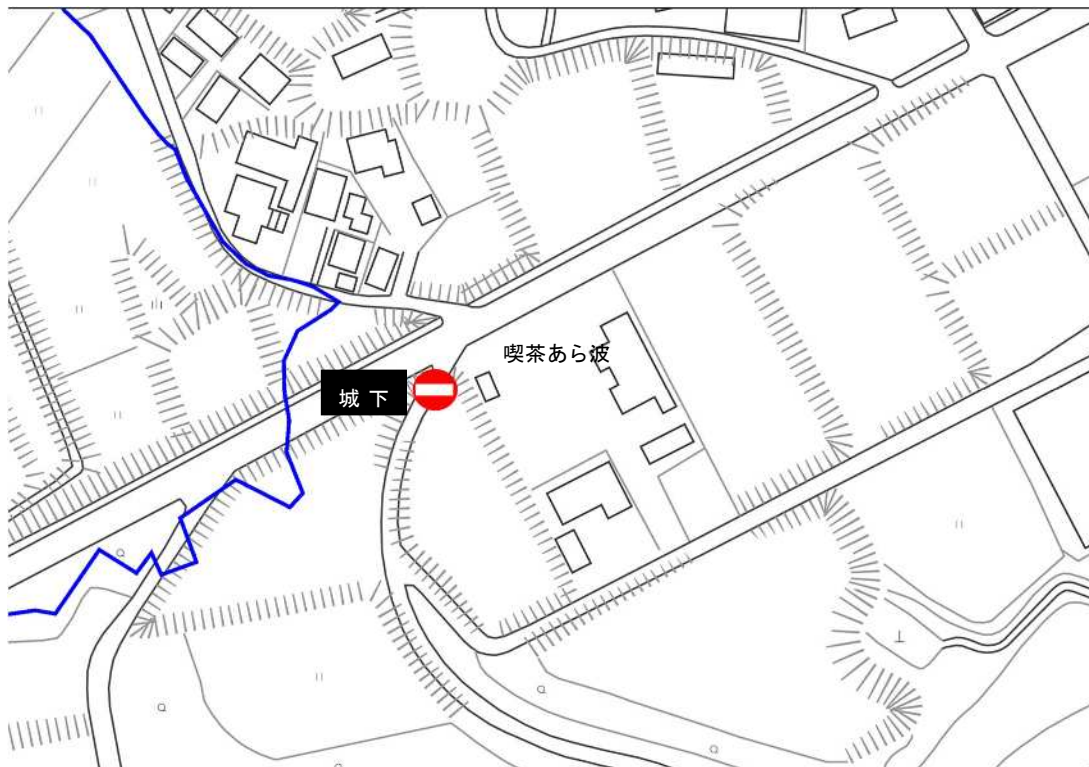


詳細図16

図中の白抜き文字は進入防止箇所の呼称を示す



詳細図17



豊橋市消防団 地震対応マニュアル
平成24年8月策定 令和7年4月改定
豊橋市消防団、豊橋市消防本部
〒440-8501 豊橋市今橋町1番地
Tel 0532-51-3111
E-mail shobo-somu@city.toyohashi.lg.jp